

令和5年度第1回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和5年(2023年)8月7日(月)

10時00分～12時00分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7階 7-A会議室

出席委員：

17名中15名出席

会場出席：荒木委員、石田龍一委員、内海委員、平松委員、前畑委員、家森委員、上田専門委員、菊池専門委員、脇田専門委員

WEB出席：石田裕子委員、岸本委員、関根委員(代理 岡島様)、田中委員、畑田委員、中野専門委員

欠席：石川委員、元山委員

議題：(仮称)次期生物多様性しが戦略の策定について
鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)について

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿・配席表
- ・議題1 資料1、参考資料1-1、1-2
- ・議題2 資料2-1、2-2、2-3

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和5年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は17名中15名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長が挨拶を行い、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題：(仮称)次期生物多様性しが戦略の策定について

<事務局から(仮称)次期生物多様性しが戦略の策定について説明を行った>
事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

今回は骨子案の審議ということであるが、次回は素案の審議を、次々回は原案についての採択を予定しているということでしょうか。

事務局：

そのようなスケジュールで進めていきたい。

委員：

OE CMとなりうる場合は広く県内の区域に存在すると思われるが、どのような基準でその候補地を把握し、どのように自然共生サイト認定への参加等を呼びかけていくのか、案があれば示していただきたい。

また、範囲の特定だけでなく、保全に係る関係者との合意形成も重要な課題であるため、丁寧な対応を進めていただきたい。

事務局：

生物多様性しが戦略（以下「しが戦略」という。）の策定手続きに並行して、委託によりOE CMになりうる場の把握調査等も行っており、その結果を踏まえ対応していきたい。

委員：

現行しが戦略の評価の中で、漁獲量やニホンジカの生息数など、目標達成できなかった施策があるが、これらの施策は次期しが戦略の中でも行動計画の中に位置付けていくのか。また、次期しが戦略の行動計画にもこれらの施策を引き続き位置付けていく場合には、達成状況を踏まえて取り組みの優先順位を高めるような書き方にするなど、工夫が必要であると考えられる。

また、行動計画の中には、「生態系の回復のための『保全』」という書き方がされているが、回復までは至るのは困難かもしれないが、回復を目指して保全をしていくという趣旨を表しているように見受けられるが、そのあたりはどのように考えているか。

事務局：

高い目標を設定した施策については、目標の達成が困難になっているものもある。目標が達成できなかった施策も含め、取り組みを継続していく必要がある施策については引き続き次期しが戦略に位置付けるとともに、目標の達成状況を踏まえて強弱をつけるなどの工夫も検討していきたい。

また、生態系の健全性の『回復』を達成するのは非常に困難であるものの、国家戦略等を踏まえ、『回復』に向け、または『回復』を目指し、まずは保全の取り組みを行っていきたい。

委員：

「生態系の回復のための『保全』」という表現の中に、保全だけでなく、再生や創出なども含めているという理解でよいか。

事務局：

『保全』を代表的な取組として記載しているが、再生等の対応も含めて生態系の健全性の回復を目指していくこととして表現している。

委員：

今回は骨子案の審議ということだが、今後素案の段階等において行動計画に具体的な施策や数値目標が設定されるという理解でよいか。2030年度まで実質的に6年間程度しかなく、期間が限られているため、目標達成に当たりかなりの努力が必要になると思われる。

事務局：

今の骨子案で記載させていただいている行動計画例はイメージであり、今後の素案の中で指標を網羅的に示していきたい。

委員：

目指す姿の部分において、現行しが戦略の理念や長期目標を継承するとされているところだが、現行しが戦略の中で掲げている「自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ『いのちの守り』」という理念もそのまま継承することなのか、あるいはこの理念の更新を含め検討していくということなのか。また、もしこの理念をそのまま継承することであれば、この理念に係る考え方・態度が今後も有効であると判断されているということか。

なお、『守り』しきれない状況がますます進行している中で、私自身は今なおこの理念は重要であると考えている。

事務局：

2050年の将来像として掲げた長期目標における理念は簡単に変わるものではなく、基本的には継承したい。しかし、次期しが戦略における長期目標の説明書きなどについては、広く一般に伝わるように書き方を工夫していきたい。同様に、『いのちの守り』という副題についても、書き方を工夫していきたい。

委員：

2030年までの約6年間という限られた期間でネイチャーポジティブを実現させることはかなり難しいと思われるが、世界的な取組の遅れを挽回していくためには、このタイミングで野心的な対応・異次元の対応を検討し、取組のスピードアップを図っていく必要がある。

行動計画例を見ると、様々な関係者における取組が包含されているため、取組を前に進めていくに当たり、誰が何をすべきなのかについて明確化し、整理することが必要である。それぞれの関係者が、生物多様性に係る取組を自分事として捉えて行動していけるよう、整理が必要である。OECMの拡大や企業等との連携促進など、最近の動向を反映した内容にしていく必要がある一方、広く一般にも伝わるよう、整理が必要である。

また、OECM拡大促進等に当たっては、企業等の取組に期待するところが大きいだが、なぜそれを企業等が実施していくことが望ましいのか、メリットに係る議論が進められる必要がある。例えば、「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosure）」などによる生物多様性保全の取組に係る情報開示の枠組みへ参画にすることを通し、企業の取組が社会的に認知され、企業の価値の向上につながることなどが次期しが戦略の中にも記載されるべきである。

また、生物多様性と生態系サービスに係る用語の峻別・定義が十分できていない部分が見

受けられる。広く一般にも伝わるよう整理していくに当たり、キーワードの絞り込みや、定義の明確化を図る必要がある。生態系サービスには言及せず、主眼を置くべき生物多様性への言及に絞ってもよいのではないか。

事務局：

誰が何をするのかを明確にすべきという件について、どの主体に向けた行動計画なのかの明確化を図っていきたい。

TNFDの動向や考え方について、素案に盛り込んでいきたい。なお、TNFDについては9月にガイドラインを公表される予定とのことであり、公表されていればその内容を踏まえたい。

広く一般に生物多様性の重要性を伝えるには生態系サービスに言及することがわかりやすいかと考えていたところだが、用語の整理や使い分けについて検討したい。なお、主眼を置くべきは、御指摘のとおり、生態系サービスではなく生物多様性になろうかと思われる。

委員：

OECDに注目が集まっており、骨子案の中にも多く言及されているところ。

県内ではたくさんの企業が環境保全の取組を行っているが、各企業で環境保全の取組に携わっている担当者はこの十数年顔ぶれがほとんど変わっていない。このことは、企業がこれ以上のリソースを環境保全のために割くことが難しいこと、そうした中で各企業の担当者の努力により取組を継続させてきていることを現している。これまで、認証制度の創設等により取組の後押しをいただき、そうしたものを活用しながら何とか取組を続けてきている。

今般、自然共生サイトの認定の手続きが開始され、県内の企業等からも多くの申請が行われていると聞いている。自然共生サイトの仕組みに対する企業の期待は大きく、同様に次期しが戦略の策定に対しても企業は熱い思いで注目しているところ。

事務局：

自然共生サイトの取組が、認定を受けた場の保全のみならず、地域貢献にもなることを示してほしいという企業の声があることについて、環境省から聞いているところ。また、そうした声に応えるためには、生物多様性の取組に企業に関わっていただくことの重要性について、生物多様性地域戦略の中で言及していくことが重要であることも併せて聞いている。今後、次期しが戦略中の具体の記述について検討していきたいと思うので、企業による取組を促進する内容となるよう、助言をお願いしたい。

委員：

「戦略」を実現していくための「戦術」に該当するものが行動計画であると思われるが、ネイチャーポジティブを掲げる次期しが戦略を実現していくことができる見通しは持てるのか。行動計画を実施していくに当たり必要な予算の確保や関係者との調整などについて、現時点で具体的に進んでいるものはあるか。

また、行動計画の部分について、MLGsの取組など、若者に訴求するようなプログラム

も県の取組として実施されている。県における取組を部局の枠を越えて体系的に整理し、生物多様性に関わりたいと考える人々が具体的に何をすればよいのかわかりやすくなるよう対応をすすめてほしい。

事務局：

OE C Mの拡大促進に対する県としてのインセンティブ措置などについても検討し、実効性の確保に努めていきたい。

また、生物多様性の取組はML G sの取組でもあり、一環のものとして取り組んでいきたい。

また、部局の枠を超えた整理も進めていきたい。

委員：

OE C Mに係る取組について、大企業は取組が可能かもしれないが、中小企業は何等かのメリットがないと行動しにくい。取組に係るメリットの議論も進めるべきである。

事務局：

中小企業等にとってのメリットについても今後検討していきたい。

委員：

前国家戦略と現国家戦略では、大きく内容に変化があったと考えている。前国家戦略は良い意味で情緒的であり、これを前提にして現行しが戦略も策定されていたものと考えられる。

現国家戦略は「自然と共生する社会」という前国家戦略と同じ長期目標を掲げながらも、その実現のための5つの基本戦略は大きく前戦略とは異なっており、このことが意味するところを踏まえながら、次期しが戦略を策定する必要がある。

実効性のある次期しが戦略を策定するため、行動計画や指標とすべき項目を十分精査しながら対応を進める必要がある。

事務局：

具体の行動計画は今後検討していくことになるが、精査しながら対応を進めたい。

委員：

地域の金融機関による投融資の優遇措置の導入推進なども視野に入れ、対応を進めていただきたい。

事務局：

地域の金融機関も重要な関係者であると捉えており、今後、金融機関の意見を聞くなどしながら、対応を進めていきたい。

委員：

現行しが戦略の行動計画における数値目標の評価について、アウトプットに係る内容については簡単に達成できるが、アウトカムに係る内容についてはなかなか達成できていない。行政が予算とマンパワーを投入すれば達成可能な施策については目標達成できているものが多いが、漁獲量、外来種対策、ニホンジカ生息頭数など、真に結果に結びついてほしいものについては目標達成できていないものが多く見受けられる。次期しが戦略の策定に当たっては、行動計画に具体性を持たせるなどの工夫を行い、アウトプットに係る内容の目標達成を図っていく必要がある。

また、骨子案中の生物多様性情報の図示化に係る取組は是非推進してほしい。特に、炭素吸収量や雨水貯留機能の見える化は森林関係者には有り難い情報となる。

事務局：

行動計画に具体性を持たせる工夫について、次期しが戦略においては行動目標と状態目標を区別して設定するなど、検討を進めたい。

生物多様性情報の図示化についても、対応を進めたい。

委員：

骨子案の中には専門用語が多いため、企業や地域の皆様に広く伝わるよう、表現の工夫が必要であると考えられる。

また、誰が何をするのかという行動計画も重要であるが、その情報を各主体へと発信していくことも重要である。情報発信に係る方策についても、次期しが戦略の中に盛り込んでいただきたい。

事務局：

次期しが戦略の記載について、できる限り平易な内容となるよう努めていきたい。

また、情報発信に係る方策についても、行動計画への位置づけなどを検討していきたい。

委員：

県内の学生からの声として、国や県の戦略・計画は「わかりにくい」「達成できないのになぜそうしたものを作るのか」などの声がある。また、「環境保全の取組に参画したいが、何をすればよいのか、どこに行けばできるのかわからない」などの声がある。学生等の潜在的な取組主体の行動につなげていくため、次期しが戦略の策定に当たってはわかりやすい内容にするとともに、それぞれの主体にどのような取組ができるのかを整理していくことも必要になる。

なお、MLGsの取組は、学生たちにも人気が高い。SDGsの取組は目標が高すぎて関わりにくい、MLGsの取組は地域に根差した具体性があり関わりやすいものと思われる。

事務局：

子供や学生の声は率直な意見が多く、現実を反映しているものが多いと考えている。御意

見を参考とさせていただき、若者にも訴求できるよう努めていきたい。

委員：

新しい取組であるOECM拡大促進等に重きが置かれがちであるが、希少種保護や外来種防除などの基礎・基本の施策も重要である。

例えば、日本で絶滅したと考えられていたキイロネクイハムシが昨年琵琶湖で約70年ぶりに生息確認されたことがニュースとなったが、琵琶湖を有する滋賀県は豊かな生態系を育むポテンシャルがある地域であることを示すものであったと考えられる。緊急性が高い希少種について、保護・保全の施策を積極的に推進してほしい。

事務局：

研究者の皆様と連携しながら、緊急性が高い希少種の保護・保全などの取組も引き続き進めていきたい。

委員：

様々な主体による取組を推進していくに当たり、県内の生態系の健全性の回復に向けた戦いの状況を一望し、情報を共有できる戦況図のようなコンテンツがあるとよい。善戦しているのか苦戦しているのかなども含め広く情報を共有するに当たり、デザインの専門家の協力も得ながらコンテンツ作成を進めていくことが望ましい。

事務局：

今年度の事業の中で情報発信コンテンツの作成も進めており、情報を共有できるコンテンツの作成も検討していきたい。

議題： 鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について

<事務局から鳥獣保護区特別保護地区の指定（再指定）について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

「野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区」指定計画書（案）について、指定目的・理由に関して希少な種の生息地であることと、人と自然とのふれあいの場であることが挙げられているが、記載されている種を踏まえれば後者の目的・理由だけでよいのではないか。

委員：

滋賀県野鳥の会で何度も現場調査をしているが、計画書案に載っている以上の希少な種を確認している。「野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区」では滋賀県レッドデータブック2020年版で絶滅危機増大種であるハチクマ等について確認しているが、計画書には記載されていない。ハチクマは営巣地も確認しているところであり、その他ハイタカやノスリ等も確認したことがある。また、「荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区」および「水口町城山鳥獣保護区水口町特別保護地区」の近隣である「みなくち子どもの森」でも同様にこち

らの調査で生息を確認している鳥類が記載されていない。

事務局：

当課では計画書案の作成のため、指定年度の前2年に生息調査をしている。各年4回の調査であるため、結果に差異が生まれているのではないかと思う。平松委員の調査結果について参考までに提供いただければありがたい。ただ、県内の他の特別保護地区とのすり合わせもあるので反映方法については検討させてほしい。

委員：

公聴会の結果を見ていると、どの地区でも獣害について意見が挙がっているようである。鳥獣による有害の対策をすることで特別保護地区の自然環境の保護に繋がると考えられるが、どのように対策を考えているか。

事務局：

計画書内に当該地区の農林水産被害状況を掲載しているが、特別保護地区内の話だけではなく、周囲の鳥獣保護区での内容が主である。獣害の対策については市町で主に対応をしている部分であるため、今後も市町と連携して対応していきたいと考えている。

部会長：

計画書案については生息する鳥獣および文言等について事務局と私で調整したいと思う。それを踏まえた上で今回事務局から提案のあった4つの地区について一括して決を採ることとする、指定が適当と認める方は挙手をお願いする。

<全員挙手>

部会長：

全員賛成であり、指定が適当であると認める。

事務局：

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

これにて、令和5年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。